平成 26 年度「早期からの教育相談・支援体制構築事業」 成果報告書

団体名 北九州市教育委員会

概要

1 事業の概要

本事業の目的は、特別な支援が必要となる可能性のある幼児等及びその保護者に対し、医療や福祉等の関係部局・機関等との連携を図りながら、早期からの情報提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細かな対応を可能にする一貫した支援体制を構築するものである。

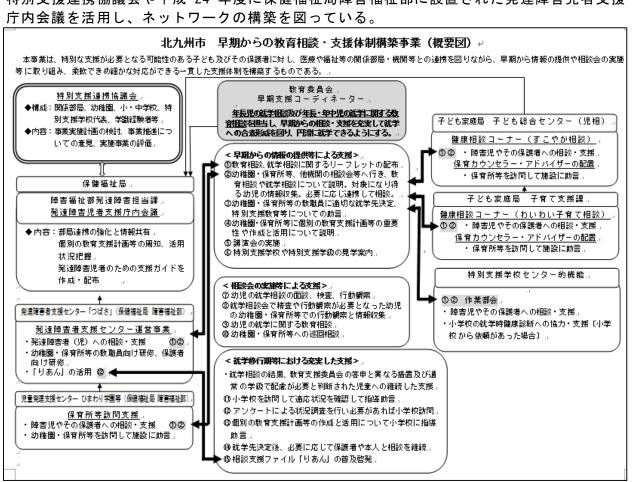
特に、早期支援コーディネーターを中心にして、年長児の就学相談及び年長・年中児の就学に関する教育相談に力を入れ、早期からの相談・支援を充実して就学への合意形成を図り、適切な学びの場に就学できるように取り組んでいる。

本市は、国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月策定)等を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(平成26年2月改訂)において、「特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備」を掲げている。本事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」を推進することで、その実現を目指している。

<事業の概念図>

く事業実施体制>

特別な支援が必要となる可能性のある幼児等及びその保護者への、早期からの教育相談支援に関わる教育、保育、福祉、保健、医療等の関係部局・機関等との連携協力を進めるため、特別支援連携協議会や平成 24 年度に保健福祉局障害福祉部に設置された発達障害児者支援庁内会議を活用し、ネットワークの構築を図っている。



<幼稚園・保育所等未就学段階から就学決定までの支援の流れ> 幼稚園や保育所(園)・児童発達支援センター等における、就学相談や年中・年長児の教育相談の説明 (就学相談中込書、リーフレット「小学校に向けてお子様の就学について相談してみませんか」「てをつなごう」、「北九州市の特別支援教育」等配布) 教育相談申込み 就学相談申込み 幼稚園や保育所等に訪問 行動観察や情報収集等の実態把握、 要に応じて 就学相談会の日程調整 (保護者と) 保護者への面談 子どもへの行動観察及び心理検査 必要に応じて医師の診察 小児科・整形・小児精神科・耳鼻科・眼科・言語評価等 就学相談の流れ 教育支援委員会での判定会議 個別の教育支援計画の説明 教育支援委員会としての原案提示 幼稚園や保育所等に訪問 行動観察や情報収集 必要に応 自閉症・情緒障害特別支援学級の場合 別日に医師の診察 保護者への原案提示 措置決定・通知 相談の継続 要に応じて留意事項等学校に説明 教育支援委員会の答申と異なり手厚い配慮が必要、又は通常の学級で配慮が必要と判断された子ども 就学先小学校での状況調査を行って適応状況を確認して継続的に相談支援 (個別の教育支援計画等の作成と活用への助言、特別支援教育相談センターの教育相談を勧めるなど) !子どもの発達、適応状況等をみて必要があれば再度の就学相談

早期から就学についての相談を開始して相談期間を長くすることで、丁寧な相談や多くの情報提供を行うことができ、本人や保護者との合意形成が図れるようにしている。また、相談は面談や検査、医師等の診断にとどまらず、必要に応じて幼稚園や保育所等に訪問して行動観察や情報収集を行い総合的に判断することで、適切な就学先決定を目指している。また、就学相談で決定した場を固定したものと考えず、発達の程度や適応の状況等に応じて、再度就学相談を行うように保護者、幼稚園、保育所、学校等に指導・助言している。

2 事業の成果

- ① 関係部局・機関等と連携協力のためのネットワークの整備について
 - ア 平成 26 年度は、関係部局で構成する発達障害児者支援庁内会議を 3 回開催し、作業 部会を 6 回開催した。会議を通じて、個別の教育支援計画の様式を統一し、まずは小・中学校から作成し、情報共有等への活用を推進している。
 - イ 発達障害児者のライフステージに応じて利用できる支援機関等の場所と情報をまとめた「発達障害児者のための支援ガイド」を作成した。平成27年3月から配布している。
 - ウ 早期支援コーディネーターが、早期からの教育相談や就学相談について、首長部局の 子育て支援や福祉部局の担当者に説明し、連携協力体制を推進している。
- ② 早期からの情報の提供等による支援について
 - ア 就学相談申込期限後の申込数が非常に多くあったが、平成26年度も引き続き、早期支援コーディネーターが就学相談の説明を幼稚園長会や保育所長会で行ったことで、締切後の申込数が減ってきている。
 - イ 幼児期からの一貫した支援の在り方などを保護者と一緒に考えるために作成したリーフレットを市内全ての区役所の健康相談窓口等に置き、市民に広報したことで、早期からの相談がより丁寧に進められるようになった。
 - ウ 早期支援コーディネーターが、幼稚園や保育所等で、教職員へ幼児の特性に応じた適切な関わり方や指導方法を助言してきたことで、教職員の幼児を見る力や実践的指導力の向上を図ることができた。また、教職員の指導力が高まることで、気になる幼児の保護者の悩みに答えたり、相談に応じたりすることも可能になった。
- ③ 相談会の実施などによる支援について

就学相談における判断が難しい事例については、今までも学校・園での行動観察、情報収集や関係機関との連携を行い、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先や入級の判断に努めてきた。今年度から配置された早期支援コーディネーターが、就学相談や教育相談において幼稚園や保育所等を訪問して行動観察や情報収集をすることで、集団生活での幼児の状況を具体的に把握でき、保護者との合意形成の下、適切な就学先の選定と決定につなぐことができた。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

① 関係部局・機関等と連携協力のためのネットワークの整備について

関係部局・機関等との連携協力のためのネットワーク作りは進んではいるものの、互いの取組をつないだり、役割を分担したりする等には至っていない。会議に参加して説明し、リーフレットを置くだけでなく、関係部局・機関等へ頻繁に足を運んで担当者と情報交換を行うことで、実践的な連携協力に結びつける必要がある。

② 早期からの情報の提供等による支援について

幼稚園長や保育所長を対象とした早期からの就学に関する教育相談・就学相談についての説明は、幼稚園長会や保育所長会を活用し、市内全体を網羅することができた。さらに、幼稚園長や保育所長以外の職員への説明も必要である。そこで、幼稚園や保育所等を訪問して職員に対しての説明を始めたが、平成26年度は、市立幼稚園8園と私立幼稚園49園、保育所16所の訪問にとどまっている。更に拡大する必要がある。適切な就学先決定や特別支援教育に関する助言についても同様である。幼稚園や保育所等を積極的に訪問し、理解啓発を進める必要がある。

③ 早期からの個別の教育支援計画の作成

就学相談等の結果を踏まえた個別の教育支援計画の作成と活用についての指導・助言が十分にできていない。特に、私立幼稚園は設置者が異なることから、本市の政策に組み込むことができないため、市立幼稚園と同じように進めることに難しさがある。

保護者や幼児を支援する教育相談、幼稚園等を支援する早期訪問相談等を通して私立 幼稚園とも連携を深め、個別の教育支援計画の作成と活用についても理解啓発を進める 必要がある。

④ 就学移行期等における支援 本市の附属機関である教育支援委員会の答申と異なる措置をした児童への継続的な支 援(学校訪問等による状況調査や指導・助言)は、就学から 1 年程度しか対応できていない。就学後の学びの場の柔軟な見直し等、一貫した支援を行う体制を整える必要がある。